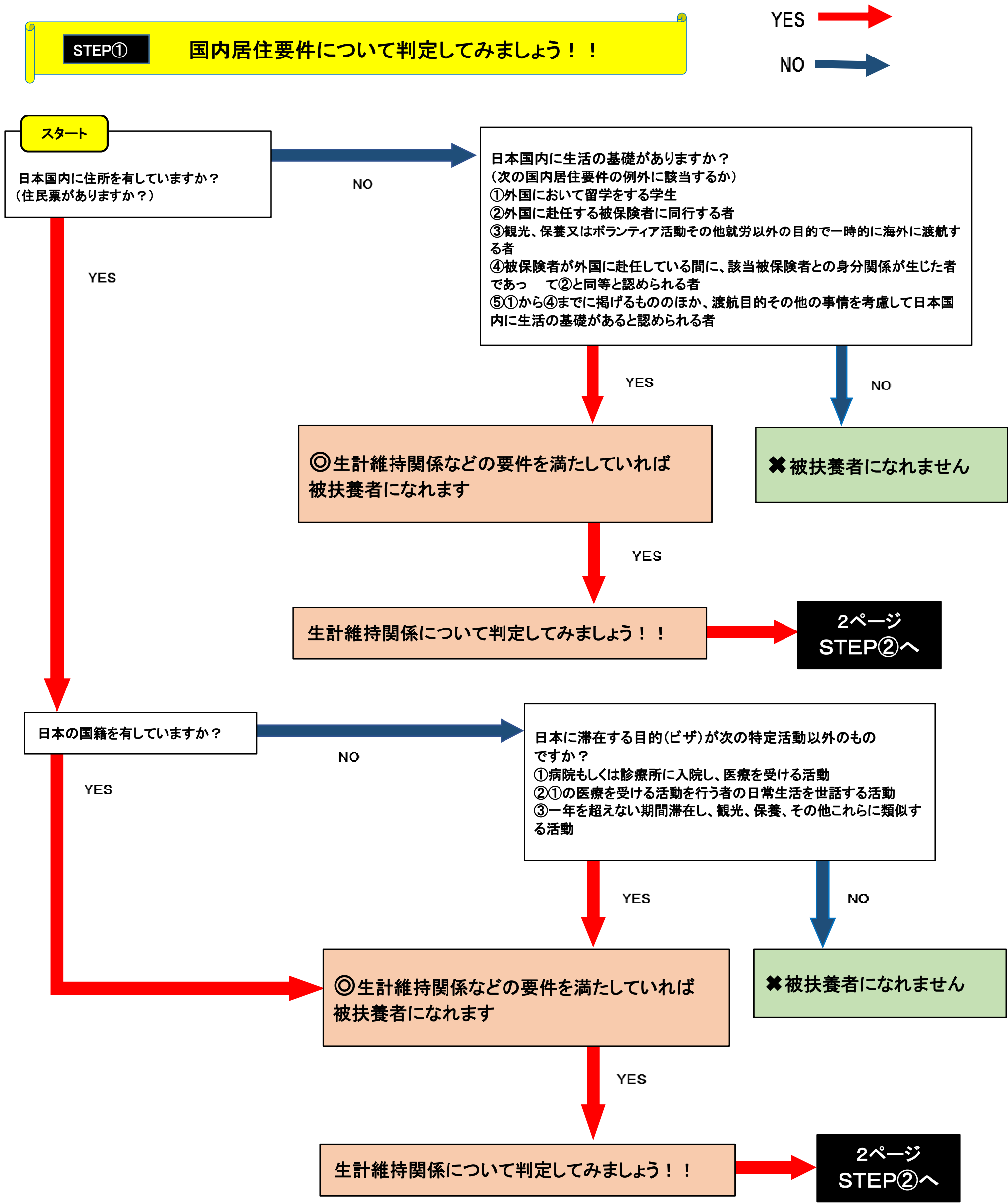


◆被扶養者認定資格チェック表◆ 被保険者:健康保険に加入している本人 / 被扶養者:被保険者の収入で生計維持している家族

健康保険の被扶養者になるためにいくつか条件をみたしていなければなりません。
以下の「STEP①～②」のチャートを参考に判定してみましょう。



STEP②

生計維持関係について判定してみましょう！！

YES

NO

【注意点】

※75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため扶養できません。

※同居とは、住居および生計と共にし、住民票上も同一世帯のことをいいます。（世帯分離は別居扱いとなります）

※単身赴任による別居は、同居の扱いになります。

スタート

対象者は、あなたの父母、祖父母、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、兄弟姉妹のいずれかですか？

YES

NO

あなたと対象者の関係は「三親等内の親族」、「内縁関係の配偶者（配偶者が死亡後も含む）の父母および子」のいずれかですか？

YES

NO

あなたと対象者は同居していますか？

YES

NO

あなたは対象者と生計を共にしていますか？

YES

NO

対象者に優先扶養義務者はいませんか？

※優先扶養義務者とは
対象者の「配偶者」、対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」「子」になります。但し、優先扶養義務者に扶養能力がなく、あなたが対象者を扶養せざるを得ない理由がある場合は扶養することが可能です。

YES

NO

対象者の年収はあなたの年収の1/2未満ですか？

YES

NO

対象者の収入は年収130万円/月収108,333円未満（60歳以上または障がい者は年収180万円/月収15万円未満）ですか？

YES

NO

雇用保険の失業給付金や健康保険の傷病手当金・出産手当金等を「受給中」の方ですか？

NO

YES

その基本手当の日額が3,611円未満（60才以上または障がい者は5,000円未満）ですか？

YES

NO

対象者は被扶養者として認められません（扶養している場合は、要扶養削除手続き）

対象者は被扶養者として認められません

●収入の対象となるもの

- ・給与収入（パート、アルバイトを含む）
 - ・年金収入（遺族年金、障害年金、企業年金を含む）
 - ・家賃収入
 - ・自営業収入
 - ・農業等による収入
 - ・雇用保険の失業給付金
 - ・傷病手当金、出産手当金
 - ・利子配当収入、恩給
 - ・労災休業補償金、遺族補償金
 - ・仕送り、養育費
- ※上記以外でも生活費に充当できる全ての収入が対象となります。

●自営業収入の場合

総売上金額から直接的必要経費を差し引いた金額となります。確定申告における所得額は課税所得を計算するためのものであり、健康保険の扶養認定とは異なっています。確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありません。また、「従業員（親族を含む）を雇用し給与などを支払い事業を営んでいる方」は金額に関係なく被扶養者の資格がありません。

対象者は被扶養者になれる可能性があります。

※注意点

このチェック表で「被扶養者になれる可能性があります」と判断された対象者でも、あなたが対象者の生計を「主として」維持しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力があるか等を黒崎播磨健康保険組合が公正かつ厳正に審査し、その事実がない、または、疑わしいと判断した場合は被扶養者として認定することはできません。